

## 災害時における「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の指定について

### 1 概要

災害対策基本法の改正（H25.6）に伴い、災害の危険が及ばない施設または場所を、洪水・津波等の災害の種類（※）ごとに「指定緊急避難場所」として指定し、被災者が一定期間避難生活を送る場を「指定避難所」として指定します。なお、未耐震の避難場所及び避難所を指定解除するとともに、新たに、津波避難ビル及び広域避難場所を「指定緊急避難場所」として指定します。

※指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

※災害の種類…洪水・土砂災害・高潮・地震・津波・大規模な火事・内水氾濫・火山現象

指定緊急避難場所	公園、学校の屋内運動場または校庭等、一時的に市民の安全が確保できる施設または場所
指定避難所	被災者の住宅に危険が予想される場合や住宅が損壊した場合等、生活の場が失われた場合に、一時的な生活の本拠地として宿泊滞在するための施設

### 2 指定の基準

別紙1

### 3 指定施設一覧

別紙2-1、2-2

### 4 指定緊急避難場所の指定をしない施設及び災害の種類別避難不可施設

別紙3

### 5 今後のスケジュール

H29.9.19	各施設管理者へ意見聴収（同意確認）
H29.10.5	平成29年度第2回千葉市町内自治会連絡協議会（市連協）会議で報告
H30.1月頃 （予定）	・千葉県へ報告・告示 ・各避難場所の看板を更新

<参考>

現行看板（直径：60 cm）



新看板（案）（縦：40 cm、横：60 cm）

